

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年1月21日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月4日から同月25日まで縦覧に供する。

平成31年1月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 十宮地区	観音寺市経済部農林 水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 八丁1号地区	〃
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (頭首工改修事業) 中塚地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業) 柿の上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 出作9号地区	〃